

令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金



新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等を対象に、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用等に対して支援を行います。

1 事業の概要

①対象事業所

- (ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等
- (イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- (ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

②対象経費

- ・新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用
- ・事業内容によって異なります。（詳細は、裏面のとおり）
(例) 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、消毒・清掃費用、感染性廃棄物の処理費用、衛生用品の購入費用、自費検査費用、施設内療養費

※介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象外です。

※要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは、補助対象外です。

③補助率

10/10（基準単価の範囲内）

（例）特養・老健：38千円/定員、デイサービス（通常規模）：537千円/事業所

※クラスター発生等の場合、厚生労働省への個別協議により承認を受けることで、基準単価の上乗せを行うことができます。

2 申請の流れ

①対象経費について確認

令和3年4月1日以降に生じた費用が対象です。また、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

②交付申請書を作成

ホームページから申請書をダウンロードして、所定の様式により、申請書等を作成します。

URL：http://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/p0015500036_00002.htm

③交付申請

申請書等の提出は、電子申請システムによるインターネット申請により行います。（※法人単位）

※領収書の添付は不要です。領収書については、提出を求めることがありますので、各法人で適切に保管してください。

④県で確認後、交付

県で申請内容を確認後、問題なければ、指定口座へ補助金が交付されます。

⑤実績報告

事業完了後1か月以内に、実績報告書を電子申請システムにより提出してください。

【問い合わせ先】

三重県 医療保健部 長寿介護課

☎ 059-224-2262 詳しくは三重県ホームページをご覧ください。



(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等
(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)

対象となる事業所・施設等	対象経費	
	緊急時の介護人材確保に係る費用	職場環境の復旧・環境整備に係る費用
① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染性廃棄物の処理費用
③ 都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 <ul style="list-style-type: none"> ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等のみ） 	
⑤ 病床ひつ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等	○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（高齢者施設等のみ）	○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（高齢者施設等のみ）

(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
(ア)①、③に該当しない場合)

対象経費	
緊急時の介護人材確保に係る費用	職場環境の復旧・環境整備に係る費用
<ul style="list-style-type: none"> ○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 <ul style="list-style-type: none"> ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

対象経費	
連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用	
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費 	